

2020(令和2)年4月10日

児童クラブご利用の
保護者の皆様

(公財)藤沢市みらい創造財団
放課後児童育成課

放課後児童クラブの通所自粛等の要請期間における入所料等の返金方法
及び保護者の皆様への連絡方法について

刻々と変わる状況下において、当財団の運営する児童クラブへのご理解とご協力に感謝申し上げます。

4月9日付で藤沢市長から「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言発令に伴う放課後児童クラブの開所及び通所自粛要請について」の通知のなかで、通所自粛にご協力いただいた方へ入所料の一部を返金することについての文書を受け、あわせておやつ代及び延長利用料についても日割で返金をさせていただきます。

また、今後の保護者の皆様への連絡方法については、「みらぞうタッチにてご連絡いたしますので、登録についてご協力をお願いいたします。

◎返金について

1. 対象となる期間

2020年(令和2年)4月1日(水)～4月30日(木)

2. 返金内容

入所料、おやつ代及び延長利用料の日割額

3. 返金方法

誠に申し訳ございませんが、4月の入所料等の引き落としは通常通り行わせていただき、現在使用している引き落とし口座へ6月以降にお振込させていただきます。

なお、現在「延長利用」を登録されている方につきましても、18時から19時までの利用がなければ延長利用料はいただきません。申請等の必要はございませんが、5月以降に利用状況を「みらぞうタッチ」などにより各児童クラブに確認致します。

(裏面へ続く)

◎今後の連絡方法について

今後の出席状況は減少することが予測できる為、各ご家庭への連絡については、本年度より導入をしております「みらぞうタッチ」のお知らせ機能、メール機能、アンケート機能等を利用しご連絡をまいります。つきましては、現在未登録の方は登録を速やかにお済ませいただきますようお願い申し上げます。

■「みらぞうタッチ」登録方法について

※保護者様運用操作マニュアル P.2 と同内容です。

(1) 利用する際の ID とパスワードは 「保護者様運用操作マニュアル」の見開きの右ページに記載しています。

(2) みらぞうタッチの URL <https://f-mirai-nyusyo.jp/>

※パソコンやスマートフォンなどの環境がない方については、各児童クラブにお問い合わせください。※マニュアル P.23 をご参照ください。

(3) 発信元メールアドレス jidouclub-kinkyu@f-mirai.jp

※指定受診の設定をされている方は、ドメイン「 f-mirai.jp 」か、メールアドレス「 jidouclub-kinkyu@f-mirai.jp 」からのメールを受信できるように設定してください。※マニュアル P.20 をご参照ください。

(4) みらぞうタッチは、Android、iOS 向けのアプリを公開しています。ダウンロード、インストールしていただくことで、お知らせをプッシュ通知で受け取ることができます。

Android の場合

Google Play → 「みらぞうタッチ」を検索し「インストール」してください。

iOS の場合

App Store → 「みらぞうタッチ」を検索し「インストール」してください。

以上

(公財)藤沢市みらい創造財団
放課後児童育成課
電話 0466-21-6709

(裏面へ続く)